

農業経営基盤の強化の促進に関する  
基本的な構想

令和5年8月（策定）

高 萩 市

# 目 次

第 1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な 農業経営の指標	4
第 2 の 2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事 の様態等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営 もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	14
第 3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の 利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関す る事項	17
	1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用 地の利用の集積に関する目標	17
	2 農用地の利用関係の改善に関する事項	17
第 4	農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備 その他支援の実施に関する事項	18
	1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	18
	2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制 の考え方	19
	3 関係機構との連携・役割分担の考え方	20

4	就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・ 育成のための情報収集・相互提供	20
第5	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	20
1	農地の集積・集約化の推進に関する事項	21
2	地域計画策定に関する事項	22
3	利用権設定等促進事業（旧法第18条）に関する事項	22
4	農用地利用改善事業の実施の単位として適当である と認められる区域の基準その他農用地利用改善事業 の実施の基準に関する事項	30
5	農業協同組合が委託を受けて行う農作業の実施の促 進に関する事項	33
6	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養 成及び確保の促進に関する事項	34
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要 な事項	34
第6	その他	35
別紙1	第5の3（1）⑥関係	36
別紙2	第5の3（2）関係	37

## 第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 高萩市は、茨城県の北東部に位置し、東は太平洋に面し、西は阿武隈山系南端の多賀山地が連なっている。

北部は福島県東白川郡塙町、茨城県北茨城市、南部は日立市、西部は常陸太田市に接しており、首都東京から150km圏、県庁所在地の水戸市の北約45kmの地点にある。

面積は193.55km<sup>2</sup>、東西17.6km、南北20kmで、県土の約3.2%を占めている。また市域の約85%が山林原野等で、経営耕地面積は481ha、一戸当りの経営耕地面積は172aと小規模であり、農家総数544戸に対し主業農家は35戸と主業率がきわめて低い。

このような中で本市農業の振興を図るためには、水稻を基幹とし、地域の特性を十分考慮しながら、規模拡大と生産性の高い経営を確立し、需要の動向に応じた農畜産物の生産者の育成が必要となる。

このため、農産物については、基盤整備の完了した集落を基軸とし、農用地利用銀行等により農地の流動化を促進し、意欲ある担い手への農地集積を図り、土地利用型農業を展開し、花き等を含めた多様な農業生産の構築を図りつつ、市場ニーズにあった作物を生産する。また、畜産物についても常陸牛・花園牛・雨情の里牛の産地形成を図るとともに、低コスト生産に努め経営の安定化を進め、本市農業の総合的な振興を図るものとする。

2 本市の農業構造については、兼業農家が大半で主業農家は少なく、農家数も減少傾向にある。耕地は、花貫川、関根川、大北川流域に概ね集中し、山間部については小規模の農地が点在している。市内における営農類型を平坦部と山間部に区別すると、平坦部においては、水稻作を主体として、露地野菜、施設園芸、肥育牛経営、近年では花き等の生産も行われている。山間部においては、水稻を中心に地域特性を活かした肉用牛（繁殖、肥育）の生産と酪農が行われている。

米の生産調整、また、農畜産物の輸入自由化等による価格の低迷や産地間競争の激化、さらには、農業労働力の都市への流出等により農家の後継者不

足、農業者の高齢化等が進行し、農業生産性が低迷をきたしている状況にある。このような中で、農業を今後とも、本市の基幹的産業として振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けた施策を積極的に推進し、安定的な農業経営が維持できるよう、育成すべきである。具体的な経営の指標は、本市において現に成立している農業経営の事例を踏まえつつ、農業者が地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得及び年間労働時間の水準を実現できるものとし、またこれらの経営が、本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指すものとする。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間程度
年間農業所得	主たる従事者1人当たり	330万円程度

3 近年の社会的経済的変化の著しい中、本市における平成30年度～令和4年度の青年等新規就農者は5名であり、近年横ばい傾向にあるが、本市の農業の振興を図るうえで、青年等新規就農者の確保・育成はより一層重要な課題である。

茨城県が掲げた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標を踏まえ、本市においては、年間1名以上の当該青年等の確保を目標とし、若く夢をもった青年を一人でも多く確保するため、就農から定着まできめ細かな支援を一層進めることとする。

なお、就農促進の支援対象については、近代的な農業経営の確立を図るために活用できる知識と技能を有する青年以外の者や農業法人等への雇用就農を目指す者も含め、幅広く捉えるものとする。

また、新たに農業を営もうとする青年等が経営開始後おおむね5年後に達成すべき農業経営の目標水準は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、次のとおりとする。

年間労働時間	主たる従事者1人当たり	2,000時間程度
年間農業所得		250万円程度

- 4 本市は、所得向上を目指し、生産性や付加価値の向上、販路の開拓など、多種多様な選択肢の中から、自らが目指す経営を実現するために必要となる手段を正しく選択し、不断の努力を続けていくことのできる「経営者マインド」を備えた農業者の育成・確保を図る。その上で、本市は個々の農業者が目標とする経営を着実に実現することができるようソフト・ハード両面からの確に支援を行う。
- 5 本市は、第6次総合計画に基づき、次のとおり施策を方向付けるものとする。
- ①持続可能な農業経営ができる基盤の確立
- ほ場、農業用排水施設、農道等の農業基盤の整備を進めるとともに、新たな技術革新による農業経営体制の向上を図る。
- 耕作放棄地の発生を防止するため、効率的な生産基盤の構築を進める。
- ②農業経営の安定・向上
- 担い手への農地の集積と集約化を図ることで、生産コストを抑え経営の安定化を図る。
- 作業の効率化や飼養管理技術の向上を推進し、生産性の高い畜産経営の安定化を図る。
- ③多様な担い手の育成・確保
- 個々の経営体の実情に適した支援を行い、経営改善、生産体制確立を促進し、消費者から求められる減農薬栽培等環境に配慮した持続可能な農業の担い手の育成・確保に努める。
- ④適正な森林の管理
- 森林環境譲与税を活用し、森林所有者の意向を確認して、適正な森林管理対策を進める。
- ⑤有害鳥獣による被害対策
- イノシシ等の捕獲を推進し、農作物への被害を減少させ、農作物の生産性の向上に努める。

## ⑥特産作物の生産拡大

地域特産作物の耕作面積の拡大を図るとともに、生産技術を確立することにより安定生産を図り、地域特性を活かした農産物の産地化・ブランド化による6次産業化を進める。

## 第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1の2に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

## 個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等・・・
<p>水稲専作</p>	<p>[経営面積] ・水稲 10ha</p> <p>[作付面積] ・水稲 8ha ・受託 2ha</p> <p>[農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 1人</p>	<p>[経営の特徴] ・借地による個別大規模経営</p> <p>[資本装備] ・トラクター40ps 1台 ・高速施肥田植機 (5条) 1台 ・自脱型コンバイン (4条) 1台 ・乾燥機 (32石) 2台</p> <p>[土地利用・技術等] ・1区画ほ場 30～50a ・大型機械化一貫体系</p>	<p>借地依存度が高いので借主との意志疎通を密にして良好な賃借関係を図る。</p> <p>複式簿記記帳</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>農繁期のピークを少なくするため作業期間の拡大を図る</p>



## 個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の 態様等・・・
水稻 + 露地野菜	[経営面積] ・畑 1ha ・水田 3ha  [作付面積] ・秋冬 0.9ha ・水稻 3.0ha うち借地 1.0ha  [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・秋冬ネギによる年間労働力 とネギ専用機の高度利用  [資本装備] ・トラクター30ps 1台 ・ネギ皮むき機 1台 ・高速施肥田植機 (5条) 1台 ・自脱型コンバイン (3条) 1台 ・乾燥機(25石) 2台  [土地利用・技術等] ・ネギは皮むき機	複式簿記記帳  青色申告の実施	農繁期間でも労働時間を9時間程度にとどめる

個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
施設野菜	<p>[経営面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑 0.5ha</li> <li>うちハウス 0.2ha</li> </ul> <p>[作付面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ハウストマト 0.2ha</li> </ul> <p>[農業労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的従事者 1人</li> <li>・補助的従事者 2人</li> </ul>	<p>[経営の特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トマトハウス専作経営</li> </ul> <p>[資本整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄骨ハウス 2,000 m<sup>2</sup></li> <li>・無人防除機 1台</li> <li>・自動カーテン 1式</li> <li>・トラクター25ps 1台</li> </ul> <p>[土地利用・技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆きゅう肥を施用し地力の維持を図る。</li> </ul>	<p>パソコンによる経営管理</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>農繁期には臨時雇用の確保</p>

個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
<p>水稻 ＋ 繁殖牛</p>	<p>[経営面積] ・水田 2.0ha ・飼養規模 成牛 20頭 育成牛 20頭 うち販売頭数 17頭</p> <p>[作付面積] ・水稻(飼料用 米) 2.0ha</p> <p>[農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 1人</p>	<p>[経営の特徴] ・繁殖牛＋水稻複合経営</p> <p>[資本整備] ・トラクター22ps 1台 ・田植機(4条) 1台 ・自脱型コンバイン (3条) 1台 (水稻農業機械は共同利 用) ・畜舎 200㎡ ・パドック 100㎡ ・堆肥舎 77㎡ ・マニュアルレタター 1台 ・ローリープラ 1台 ・ライムソワー 1台 ・動力噴霧器 1台 ・給餌用ワゴン 2台 (自給飼料用機械は共同 利用)</p> <p>[土地利用・技術等] ・水稻の乾燥、調整は委託す る。</p>	<p>複式簿記による経営 診断の実施</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>労働環境の快適 化に努める</p> <p>休日制度の導入</p>

個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
花壇苗 専作	<p>[経営面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畑 50a</li> <li>  うちハウス 25a</li> </ul> <p>[作付面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス 2,500 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>[農業労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的従事者 1人</li> <li>・補助的従事者 2人</li> </ul>	<p>[経営の特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビオラを中心とした花壇苗専作経営</li> </ul> <p>[資本整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイプハウス 2,500 m<sup>2</sup></li> <li>・土つめ機 1台</li> <li>・暖房機 300坪用 1台</li> <li>・トラック 2 t 1台</li> <li>・冷蔵庫 4台</li> <li>・は種機 1台</li> </ul> <p>[土地利用・技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ビオラを中心とした輪作体系</li> </ul>	<p>パソコン利用による 経営管理</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>年間パートの雇用</p>

個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
酪農	<p>[経営面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・採草地 13ha</li> </ul> <p>[飼養規模]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総飼養頭数 44 頭</li> <li>うち経産牛 30 頭</li> <li>うち搾乳牛 25 頭</li> <li>・飼料作付実面積 13ha</li> </ul> <p>[農業労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基幹的従事者 1 人</li> <li>・補助的従事者 1 人</li> </ul>	<p>[経営の特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経産牛 1 頭当たり乳量 8,000kg</li> <li>・購入飼料を少なくして自給 飼料を多くする</li> <li>・機械の共同利用</li> </ul> <p>[資本整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・牛舎 500 m<sup>2</sup></li> <li>・堆肥舎 230 m<sup>2</sup></li> <li>・トラクター60ps 1 台</li> <li>・ペーラ (共同利用) 1 台</li> <li>・ハーベスター (共同利用) 1 台</li> </ul> <p>[土地利用・技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・輪作体系により牧草の収量 をたかめる</li> </ul>	<p>青色申告の実施</p> <p>固体管理を充分 している</p> <p>堆肥は販売</p>	<p>ヘルパー制度利 用による休日導 入</p>

個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事 の 態様等・・・
水稻 + 肥育牛	[経営面積] ・水田 4.5ha  ・肥育牛 (黒毛和種) 100頭  [飼養規模・作付 面積] ・水稻 1.0ha ・常時飼養頭数 100頭 ・年間出荷頭数 63頭  [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 1人	[経営の特徴] ・牛種は黒毛和種が中心で粗 飼料として稲わら利用  ・固定費を低減するため建物 は古材利用  [資本整備] ・牛舎 1,000㎡ ・堆肥舎 300㎡ ・ショベルローダー 1台 ・トラック 1台 ・トラクター25ps 1台 ・自脱型コンバイン (3条) 1台 ・乾燥機(28石) 1台  [土地利用・技術等] ・導入時月齢 10ヵ月 ・平均飼育日数 418日 ・平均時出荷体重 650kg	パソコンによる 経営管理  青色申告の実施	ヘルパー制度利 用して休日導入

個別経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
施設野菜 (いちご) + 水稲	[経営面積] ・水田 1.5ha ・ハウス 0.1ha [作付面積] ・いちご 0.1ha ・水稲 1.5ha [農業労働力] ・基幹的従事者 1人 ・補助的従事者 2人	[経営の特徴] ・いちご専作経営 [資本装備] ・ビニールハウス 25a ・土壌消毒機 1台 ・動噴 1台 ・暖房機 1式 ・ベット作り機 1台 ・作業場 ・堆肥盤 ・トラクター22Ps 1台 ・田植機(4条) 1台 ・自脱型コンバイン(3条) 1台 [土地利用・技術等] ・保温を重視した装備を する。 ・いちごの高設栽培を導入し て、省力化を図る ・水稲の乾燥・調整は委託す る。	マーケティング戦略 を構築して、産地の 維持発展を強化する 収益を高めるために 直接消費者との直販 にも手掛ける 作業計画表を作成し て、効率的な作業を 行う 部門分担など、役割 を明確にする 複式簿記の記帳によ り、財務管理の徹底 を図る 青色申告の実施	労働環境(照 明、温度、粉塵 等)の快適化に 努める 他産業並みの労 働時間を実現す るため、補助労 働者を確保する 家族経営協定を 締結して、就労 環境を整え、働 きやすい環境に する

組織経営体

(農業経営の指標)

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
<p>水稻作</p>	<p>[経営面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻 45ha</li> </ul> <p>[作付面積]</p> <p>30ha</p> <p>[受託面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 部分受託 10ha</li> </ul> <p>[農業労働力]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基幹的従事者 3人</li> <li>・ 補助的従事者 4人</li> </ul>	<p>[経営の特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水稻専作経営で作業受託も実施している組織</li> </ul> <p>[資本整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ トラクター30、40ps 各1台</li> <li>・ 高速施肥田植機 (8条) 2台</li> <li>・ 自脱型コンバイン (4条) 2台</li> <li>・ 循環式乾燥機 (35石) 3台</li> <li>・ ダンプトラック 4t 1台</li> <li>・ 糶すり機 1台</li> <li>・ 育苗施設 1,500 m<sup>2</sup></li> </ul> <p>[土地利用・技術等]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1区画 30～50 a により大型機械の作業効率を高めた一貫体系</li> </ul>	<p>パソコン利用による 経営管理</p> <p>青色申告の実施</p>	<p>農繁期のピークを少なくするため作業の拡大を図る</p>



第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の3に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

個別経営体

(農業経営の指標)

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等・・・
普通作 (水稲)	[経営面積] ・水田 8ha  [作付面積] ・水稲 8ha	[経営の特徴] ・親族からの継承を前提とした普通作経営  [主な資本装備] ・トラクター 1台 ・コンバイン 1台 ・乾燥機 2台 ・田植機 1台	複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う  青色申告の実施  財務分析による経営診断の実施  資金繰り、返済計画の作成と実行	農繁期における臨時雇用者の確保による過重労働の防止  農繁期においても週1日程度の休暇を取得
施設野菜 (いちご)	[経営面積] ・水田 10a (うち施設 10a)  [作付面積] ・いちご 10a	[経営の特徴] ・夜冷育苗、ウォーターカーテンによる促成栽培  [主な資本整備] ・パイプハウス 10a ・ウォーターカーテン ・炭酸ガス供給器	労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施	

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
施設野菜 (トマト)	[経営面積] ・普通畑 15a (うち施設 15a)  [作付面積] ・トマト 15a	[経営の特徴] ・トマトを中心とした施設 野菜経営  [主な資本整備] ・パイプハウス 15a ・灌水設備一式 ・トラクター 1台	複式簿記記帳の実 施による経営と家 計の分離を行う  青色申告の実施  財務分析による経 営診断の実施	農繁期における 臨時雇用者の確 保による過重労 働の防止  農繁期において も週1日程度の 休暇を取得
露地野菜 (なす+ねぎ)	[経営面積] ・普通畑 50a  [作付面積] ・ねぎ 35a ・なす 15a	[経営の特徴] ・果菜及び葉茎菜による集約 的露地野菜経営  [主な資本整備] ・トラクター 1台 ・マルチャー 1台 ・支柱穴堀り機 1台 ・ねぎ移植機 1台 ・ねぎ皮剥き機 1台	資金繰り、返済計 画の作成と実行  労働力確保や農作 業環境の改善など 労務管理の実施	
花き (花壇苗)	[経営面積] ・畑 65a (うち施設 20a) [作付面積] ・パイプハウス 2,000 m <sup>2</sup>	[経営の特徴] ・ビオラを中心とした花壇苗 専作経営  [主な資本整備] ・パイプハウス 2,500 m <sup>2</sup> ・土つめ機 1台 ・暖房機 300坪用 1台 ・トラック 2 t 1台 ・冷蔵庫 4台 ・は種機 1台		

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

営農 類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の 態様等・・・
畜産 (肉用牛 繁殖)	<p>[経営面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼養規模 成牛 10頭 育成牛 10頭 (うち販売頭数 8頭)</li> <li>・水稻 1.0ha</li> </ul> <p>[作付面積]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼料用米 1.0ha</li> </ul>	<p>[経営の特徴]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・親族からの継承を前提とした肉用牛繁殖経営</li> <li>・堆肥交換により稲わらの確保に努める。</li> </ul> <p>[主な資本整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・畜舎 100 m<sup>2</sup></li> <li>・堆肥舎 39 m<sup>2</sup></li> <li>・パドック 50 m<sup>2</sup></li> <li>・トラクター 1台</li> <li>・ショベルローダー 1台</li> <li>・軽トラック 1台</li> <li>・マニュアルレッター 1台</li> <li>・ローリーフラー 1台</li> <li>・ライムソワー 1台</li> <li>・動力噴霧器 1台</li> <li>・給餌用ワゴン 2台</li> </ul> <p>(自給飼料用機械は共同利用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・トラクター22ps 1台</li> <li>・田植機(4条) 1台</li> <li>・自脱型コンバイン(3条) 1台</li> </ul> <p>(水稻農業機械は共同利用)</p>	<p>複式簿記記帳の実施による経営と家計の分離を行う</p> <p>青色申告の実施</p> <p>財務分析による経営診断の実施</p> <p>資金繰り、返済計画の作成と実行</p> <p>労働力確保や農作業環境の改善など労務管理の実施</p>	<p>年間労働時間を1、600時間程度とし稲作との複合経営を目指す。</p> <p>自給飼料生産時には、臨時雇用者の確保による過重労働の防止を図る。</p>

※農地は全て借地とし、農業労働力は本人+臨時雇用者とする。

※機械・施設の減価償却費は、中古機械の導入等を考慮し1/2は償却済みとした。

※家族労働力がある場合については、家族経営協定に基づく給料制、休日制を導入し働きやすい環境にする。

### 第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

#### 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

前記第2に掲げる、これらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

<p>効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標</p>	<p>備 考</p>
<p>おおむね66%程度</p>	<p>目標年次 令和13年 農用地 1,351ha シェア面積 892ha</p>

#### ○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

また、農業の将来の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農地等を明確にした「地域計画」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）（以下、「法」という。）第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）を策定し、地域計画の実現に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

#### 2 農用地の利用関係の改善に関する事項

##### (1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

市の平坦部においては、水稻を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定

農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

また、市の山間部では、水稻を主体に畜産経営等が盛んであるが、ほ場未整備地区が多く谷津田で区画面積が狭いことから不作付け地が多い。

## (2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ① 意欲ある農業者への農地の利用集積を促進するための農地中間管理事業及び農地利用集積事業等
- ② 農地の引受能力の向上のための基盤整備事業等
- ③ 集落単位での農地保全のための中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金等

## (3) 関係団体等との連携体制

市では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、関係各課、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

# 第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

## 1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、農業経営・就農支援センター、普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認

定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力や繁忙期の異なる産地間の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

## 2 就農等希望者の受入から定着までのサポート及び体制の考え方

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

これらのサポートを一元的に行える就農相談員を設置するとともに、本市が主体となって、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体が連携して農業を担う者の受入から定着まで必要となるサポートを一元的に実施できる体制を構築する。

さらに、新規就農者等が地域内で孤立することがないように就農相談員は必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、地域計画の修正等の措置を講じる。

本市は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へ



と誘導する。

### 3 関係機関との連携・役割分担の考え方

本市は、県、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 農業会議、農地中間管理機構、農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。
- ② 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

### 4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

## 第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、法に基づき茨城県が策定した「茨城県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第4「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に即しつつ、本市農業の地域特性、すなわち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開、高い兼業農家率等を十分に踏まえ、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組むものとする。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ①農地の集積・集約化の推進に関する事項
- ②地域計画に関する事項
- ③利用権設定等促進事業（旧法第18条）に関する事項
- ④農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項
- ⑤農協協同組合が委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- ⑥農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保の促進に関する事項
- ⑦新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑧その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 市の水田は、花貫川、関根川、大北川の流域に広がっており、その整備状況をみると、石滝、秋山、島名、上手綱、下手綱、安良川及び赤浜で完了している。ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を活かし、利用権設定等促進事業（旧法第18条）を重点的に実施する。特に、利用権設定を推進し、担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。谷津田が多い山間地区は、多品目栽培等の地域に適した営農体制への誘導と小規模基盤整備事業を実施し、生産性の向上と優良農地の保全・拡大による農業経営基盤の確立を図る。

イ 市は、農用地の保有及び利用の現況を把握し、将来を見極め、個別経営体中心から担い手・集落営農主導へ転換するとともに、稲作を基幹とし、施設園芸、露地野菜、畜産経営等を合わせた複合経営の育成に努める。さらに、農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、指導助言を行う。

以下各個別事業ごとに述べる。

## 1 農地の集積・集約化の推進に関する事項

### (1) 農地の集積・集約化の推進方向

市において、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定と連動し、農地中間管理事業の活用による担い手への農地の集積・集約化の全体計画及び年次計画の作成により、集積・集約化の目標



を明確にし、P D C Aサイクルを回しながら、意欲ある担い手等への農地の集積・集約化を推進する。

具体的には、地域計画に基づき、市町村、農業委員会が収集した農地や担い手の情報を県や農地中間管理機構も共有し、地域の合意の下、対象となる担い手を明確にして、関係機関が一体となって農地の集積・集約化を計画的、効率的に推進する。

あわせて、対象とする担い手に対しては、農地の耕作条件の改善、ICT等の先端技術を含めた機械・施設の整備、加工等による付加価値の向上、販路拡大など、儲かる農業の実現に必要な支援策を一体的に展開する。

## (2) 農地の集積・集約化に向けた推進体制

市は、地域計画を基に、貸付等の意向のある農地や耕作者が不在となるおそれのある農地の情報と、地域の担い手の規模拡大意向、新規参入者の動向等を整理し、将来の農地利用を担う、地域の内外の担い手への農地の集積・集約化の計画を整理する。また、定期的な話合いの開催により、農地と担い手に関する情報を継続的に収集し、計画の実効性を確保する。

農業委員会は、管内の農地利用に関する実態調査や地権者等の意向確認を行い、詳細な農地情報の収集に当たるとともに、現地コーディネーターとして地域の話合いに主体的に関与し、地域における農地と担い手とのマッチングを推進する。

## 2 地域計画策定に関する事項

市は、地域計画の策定に当たって、県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

## 3 利用権設定等促進事業（旧法第18条）に関する事項

### (1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

- ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、つぎの(ア) から(オ) までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ) に掲げる要件のすべて）を備えること。
- (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
- (ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
- (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
- (オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア) から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。
- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができるものと認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業（旧法第 18 条）の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア) に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

- ③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業又は法第 7 条第 1 号に規定する農地売買等事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ 市長への確約書の提出や市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業（旧法第 18 条）の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

なお、農地所有適格法人による利用権の設定等を行うため農地所有適格法人の構成員利用権の設定等を受ける場合には、当該農地所有適格法人の育成に資するようにするものとし、いやしくも農外資本による実質的な経営支配、農地取得を招来しないようにする必要がある。ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、

かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1とおりにする。

## (2) 利用権の設定等の内容等

利用権設定等促進事業（旧法第18条）の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2とおりにする。

## (3) 開発を伴う場合の措置

- ① 市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知）。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可の基準に従って許可し得るものであること。

## (4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積

を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。  
この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

#### （5）要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定等を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調った時は、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業（旧法第18条）の実施が必要であると認められるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合は、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

#### （6）農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 市は、(5)の②から③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権



の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。

- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

#### (7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項  
ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、

その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件

イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2及び農地法施行規則（昭和27年農林水産省令第79号）第60条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ロ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(ハ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(ニ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃貸権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得るものとする。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は、(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され(若しくは移転し)又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業(旧法第18条)の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業(旧法第18条)の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。



イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。

④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなす。

#### 4 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

##### (1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が、農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

##### (2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

##### (3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

##### (4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事

項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2) に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第 4 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ

安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定

団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

#### （８）農用地利用改善事業の指導、援助

① 市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 市は、（５）の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（茨城県農林振興公社）等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

### ５ 農業協同組合が委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

#### （１）農作業の受委託の促進

市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適

切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

## 6 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

## 7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

### (1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、農業生産基盤整備、生活環境整備その他関連事業の積極的な推進に

努めるものとする。

イ 市は、地域の農業の振興に関する施策を行うに当たっては、農用地利用集積事業の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

ウ 市は、地力の維持培養及び堆きゅう肥・副産物の有効活用を図るため、家畜ふん尿等堆きゅう肥の施用の円滑な促進と稲・麦わら、作物残さ等の有効活用の推進等異なる経営部門間の地域複合を積極的に推進するものとする。

エ 市は、農業者生産組織、農業後継者団体、高齢農業者団体及び女性農業者団体等の育成を図るため、その活動等に対し必要な支援・指導を積極的に行うものとする。

オ 市は、生産された農産物の販売価格の向上を図るため、農業協同組合その他関連団体と協力して、高品質化、規格化、高付加価値化等に向けた施策を総合的に講ずるものとする。

## (2) 推進体制等

### ① 事業推進体制等

市は、農業委員会、普及センター、農業協同組合、土地改良区及びその他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体等が一体となり機能に応じた役割分担と合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

### ② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮するものとする。

## 第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業に必要な事項については、別に定めるものとする。

### 附 則

この基本構想は、知事の同意の日から施行する。



## 別紙1（第5の3（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

（1）地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（2）農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

（3）土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

## 別紙 2 (第 5 の 3 (2) 関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>1 存続期間 3 年から 10 年（農業者年金制度及び農地中間管理機構の特例事業関連の場合は 10 年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて 3 年から 10 年とすることが相当でない認められる場合その他特別の事情があると認められる場合には、3 年から 10 年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業（旧法第 18 条）の実施により設定され（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。 ただし、市が特別な事情があると認める理由により中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を要する。</p>	<p>1 農地については、農地法第 52 の規定により農業委員会から提供される賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近傍の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した額が、上記 1 から 3 までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>
③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1 の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業（旧法第 18 条）の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業（旧法第 18 条）の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が調わないときは、当事者の双方の申出に基づき、市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準
<p>I の①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する借賃の額、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p>



	3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。
③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

### Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準
Iの①に同じ。	1 作目等毎に、農業の経営の委託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

### Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 出資を目的とする所有権移転の場合は、所有権の移転を受けた農地所有適格法人の取締役又は理事は所要の手続きを経て設立又は変更の登記を行うものとする。
③所有権の移転の時期	
農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われ限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。	